

生少甲達第 5号
警務甲達第 13号
平成17年3月18日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

サポートアドバイザー運用要綱の制定について

福井少年サポートセンターの行う犯罪被害少年等が受けた精神的打撃を軽減するための継続的支援活動及び不良行為少年等の非行問題を解決するための継続補導活動（以下「継続的支援活動等」という。）を、より専門的に推進し、継続的支援活動等に従事する職員（以下「継続的支援活動等実施担当者」という。）に対する助言及び指導並びに専門的見地からの教養等を効果的に実施することを目的として、平成11年4月よりサポートアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として臨床心理士等の専門家を囑託しているところであるが、この運用をより効果的、効率的に行うため、別添のとおり「サポートアドバイザー運用要綱」を制定し、平成17年3月18日より実施することとしたので、その効果的な運用に誤りのないようされたい。

なお、サポートアドバイザー運用要綱の制定について（平成11年生企第6号）は、廃止する。

記

第1 囑託

アドバイザーは、継続的支援活動等に関係する分野において専門的知識及び技能を有する一定の要件を満たす部外専門家のうちから、本部長が囑託する。

第2 職務

アドバイザーに対しては、要綱第5に規定する職務を要請する。ここでいう「スーパーバイズ」とは、継続的支援活動等実施担当者に対する助言及び指導を指し、具体的には、

カウンセリングの内容及び方法に対する助言及び指導

被害少年、不良行為少年等の心理状態の判断又は精神的打撃の程度に関する助言及び指導

医療及びカウンセリング専門機関の紹介又は引継ぎに関する助言及び指導

被害少年、不良行為少年等の保護者等関係者との連携による環境調整に関する助言及び指導

等をいう。

また、アドバイザーに対し、少年等に対する直接カウンセリング等及び継続的支援活動等実施担当者に対する継続的支援活動等に必要な専門的知識・技能に関する指導・教

養を要請することができる。

第4 運用上の留意事項

この制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 アドバイザーへの要請は、少年課長を経由して行うこととし、個々の事案に関するアドバイザーへの最初の連絡は、原則として、少年課が行うが、以降の連絡は、アドバイザーの意向により対処すること。
- 2 継続的支援活動等実施担当者へのスーパーバイズ、対象少年等への直接カウンセリング等については、まず少年相談専門員を活用することとし、アドバイザーへの要請は、当該少年等の性格、家庭環境等事案の困難性から部外専門家の助言又は指導が必要と認められる場合に行うこと。
- 3 アドバイザーとの連絡及び調整は、少年相談専門員が主となって行うこと。
- 4 少年課長は、定期的にアドバイザーと意見交換を実施するなど、常に良好な関係を維持するよう努めること。

サポートアドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、サポートアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の嘱託及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 嘱託

- 1 アドバイザーは、少年課長の推薦に基づき、本部長が嘱託する。
- 2 少年課長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから適任者を選出し、サポートアドバイザー嘱託推薦書（様式第1号）により本部長に推薦するものとする。
 - (1) 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、被害少年、不良行為少年等に対する支援活動に必要な精神医学、臨床心理学、カウンセリング等の専門的な知識及び技能を有すること。
 - (2) 警察が行う被害者対策に深い理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
- 3 アドバイザーの嘱託は、嘱託書（様式第2号）を交付して行うものとする。

第3 任期

アドバイザーの任期は、原則として、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 解嘱

- 1 本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当することとなったときは、第3の任期中にかかわらず解嘱することができるものとする。この場合、残余の期間を嘱託の期間として、新たに適任者を嘱託することができるものとする。
 - (1) 第2の2に定めるいずれかの要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 心身の故障等によりアドバイザーとしての職務を遂行することができなくなったとき。
 - (3) その他職務の遂行に不適切な事由が生じたとき。
- 2 少年課長は、アドバイザーに1の解嘱事由が生じたときは、サポートアドバイザー解職事由報告書（様式第3号）により、速やかに本部長に報告しなければならない。

第5 職務

少年課長は、アドバイザーに対して、次に掲げる職務を要請するものとする。

- 1 犯罪被害少年等が受けた精神的打撃を軽減するための継続的支援活動及び不良行為少年等の非行問題を解決するための継続補導活動（以下「継続的支援活動等」という。）に従事する職員（以下「継続的支援活動等実施担当者」という。）に対するスーパーバイズ
- 2 継続的支援活動等を必要とする少年等に対するカウンセリング、心理テスト等の実施
- 3 継続的支援活動等実施担当者に対する専門的な知識及び技能に関する指導及び教養
- 4 その他少年課長が特に必要と認めた事項

第6 運用手続

- 1 所属長は、アドバイザーの運用を要請しようとするときは、原則として、サポート

アドバイザー要請書（様式第4号）により少年課長に依頼するものとする。

2 1の依頼を受けた少年課長は、必要と認めるときは、アドバイザーにその職務を要請するとともに、所属長にその旨を通報するものとする。

3 所属長は、アドバイザーの運用結果について、その内容を速やかにサポートアドバイザー運用結果報告書（様式第5号。以下「運用結果報告書」という。）に記録し、少年課長に報告するものとする。

4 少年課長は、運用結果報告書に基づきサポートアドバイザー運用記録簿（様式第6号）を作成するものとする。

第7 運用上の留意事項

少年課長は、アドバイザーの運用に関し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 アドバイザーが民間のボランティアであることに留意し、過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

2 アドバイザーから調査等の依頼があったときは、適切にこれに応じるとともに、円滑な運用に配慮すること。

第8 秘密の保持

アドバイザーは、職務上知り得た秘密について、これを知る権限のある人に告げる場合又は法令による場合以外に何人に対してもこれを漏らしてはならない。アドバイザーを解嘱された後も同様とする。

第9 報酬

本部長は、アドバイザーに対して報酬を支給することができる。

第10 事務処理

アドバイザーの運用に関する事務は、少年課において行う。

「様式省略」